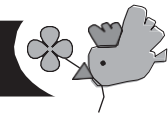


高額療養費制度のご案内 70歳未満の方



高額療養費制度とは?

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費が高額になった場合、窓口でのお支払いが自己負担額までで済む（事前申請）、または自己負担額を超えた部分が払い戻される（事後申請）制度です。

特徴・注意点

- 一ヶ月ごと（1日～末日まで）で計算 ※月をまたがると別計算（累積）になります
- ひとつの病院や診療所ごとに計算 ※ひとつの病院でも入院と外来は別計算（累積）です
- 月の途中で申請しても、1日までさかのぼって適応されます
- 医療費のみの適応 ※入院中の食事代・個室料・おむつ代・先進医療費など健康保険適用外のものは含まれません

自己負担限度額について

● 70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額（ひと月あたり）	多数回該当※2
ア 年収約1,160万円～の方 社保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得※1 901万円超の方	252,600円+ (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 年収約770万円～約1,160万円の方 社保：標準報酬月額53万円以上79万円未満の方 国保：年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円+ (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 年収約370万円～約770万円の方 社保：標準報酬月額28万円以上50万円未満の方 国保：年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 年収～約370万円の方 社保：標準報酬月額26万円未満の方 国保：年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※1 ここていう「年間所得」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等

の合計額から基礎控除（33万円）を除いた額（ただし、雑損失の繰越控除は除かない）を指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。



A. 事前の申請 (入院中の申請も含む) **B. 事後の申請** が可能です。
加入されている**各保険者の窓口** (→下記参照) へ**申請**してください。

A. 事前の申請 (入院中の申請も含む)

※ご家族でも申請可能です

- 入院 (長期治療開始) 前に、加入されている保険者へ**限度額適用認定証**交付申請をしていただくと、「**限度額適用認定証**」が交付されます。
- 入院当日、保険証と**限度額適用認定証**を当院の総合受付でご提示ください。
退院時、**窓口でのお支払いが一定の自己負担額** (→表面参照) までになります。
- 急な入院など、事前申請できなかった場合でも、入院中の申請が可能です。
認定証が届き次第、当院窓口にご提示ください。
※申請されたら、当院の窓口「認定証交付の申請中」である旨を必ずお申し出ください。
※必ず、**入院した月内に申請**してください。入院当月を過ぎると、退院時に**医療費を全額お支払い**いただいたあと、下記「B. 事後の申請」の手続きをお願いすることになります。



保険者の窓口にご持参いただくもの

保険証 本人の印鑑 申請書 (各保険者からお取り寄せください)

※ご家族が申請される場合には身分証明書

B. 事後の申請

- 退院 (長期治療完了) 時、当院の窓口にて**医療費を全額お支払い**いただいたあと、加入されている保険者へ**払い戻しの申請・請求**を行ってください。
- 申請から**約3ヶ月後**、支払い済みの医療費と自己負担限度額 (→表面参照) との差額が、申請した**口座に振り込まれます**。
- 診療を受けた月の翌月1日から**2年以内は申請が適用**されます。



保険者の窓口にご持参いただくもの

保険証 本人の印鑑 医療費の領収書 振込口座のわかるもの

※ご家族が申請される場合には身分証明書

申請の窓口・所得区分のお問い合わせ先

- 国民健康保険 ……お住まいの各市町村役場
- 後期高齢者受給者 ……お住まいの各市町村役場
- 全国健康保険協会 ……協会の各都道府県支部
岡山県支部 TEL: 086-803-5780
- 組合・共済組合 ……各組合の担当部署
管轄の保険者は、保険証に記載されています。
ご不明な場合は、勤務先の担当部署にお問い合わせください。

